

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 1 日

各都道府県・指定都市財政担当課
（市場公募地方債事務担当扱い）
各都道府県市町村担当課

} 御中

総務省自治財政局地方債課

令和 8 年度における早期協議等について

令和 8 年度における早期協議等については、「令和 8 年度地方債同意等基準」（令和 8 年総務省告示第 159 号）及び「令和 8 年度地方債同意等基準運用要綱」（令和 8 年 4 月 1 日付け総財地第 148 号、総財公第 19 号、総財務第 38 号）によることとしていますが、令和 8 年度における早期協議等に関する留意事項を下記のとおりお知らせいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村にも周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 実質赤字額、実質公債費比率及び公営企業の資金不足等の算定方法について
実質赤字額、実質公債費比率及び公営企業の資金不足等の算定については別途連絡する予定ですが、決算未提出期間において早期協議等を行う場合は、実質赤字額、実質公債費比率、公営企業の資金不足等については、前年度の数値を用いることとしております。
2. 早期協議等のスケジュール
 - （1）6 月 1 日～6 月 30 日条件決定（発行）分
4 月上旬 早期協議等に係る書類（かがみ文を除く。）の提出期限
4 月 28 日 かがみ文の提出期限
5 月 29 日 同意等予定日
 - （2）7 月 1 日～同意等を行う日（7 月下旬を予定）条件決定（発行）分
5 月上旬 早期協議等に係る書類（かがみ文を除く。）の提出期限
5 月 29 日 かがみ文の提出期限
6 月 30 日 同意等予定日

※なお、上記以前の条件決定（発行）を希望する場合は個別にご連絡ください。

3. 提出書類

地方債に関する省令（平成 18 年総務省令第 54 号）様式第一号（又は第三号）及び様式第四号

4. 留意事項

- ・ 協議不要対象団体におかれては、事務負担の軽減などの観点から、原則として、早期協議ではなく届出を行ってください。
- ・ 早期協議等の対象となる地方債を財源とする事業については「令和 8 年度地方債同意等基準運用要綱」に留意のうえ、協議等を行ってください。

（連絡先）自治財政局地方債課

担 当：新納補佐、佐藤事務官

電 話：（代表）03-5253-5111（内線 23404）

（直通）03-5253-5630

e-mail r7.satou@soumu.go.jp